

海員春闘 令和4年度

中・四国旅客船労働協約改定集団交渉 期限内妥結！

中・四国旅客船労働協約改定集団交渉は3月1日に第1回交渉を開催し、組合要求の趣旨説明を行い、3月9日に第2回、3月23日に第3回と逐条審議を重ね、3月30日に開催した第4回交渉において、小委員会に入り、鋭意交渉を重ねた結果、翌3月31日の期限ギリギリで一定の整理が図られ、20時30分に妥結した

第4回交渉では、組合よりこれまで積み重ねてきた交渉内容を踏まえ、誠意ある検討結果を求めるも具体的な回答がなく、交渉は難航した。

組合側は、後継者確保・育成の必要性や人材流出の防止と日々安全運航に務める組合員の労苦に報いるには、労働諸条件の改善が必須であることを強く主張したが、会社側からは解決に向けた前進回答が示されず、交渉を一時中断した。

交渉再開後、会社側から、形式にとらわれない形で協議したいとの申し出がなされ、組合側は、解決に向けた協議であれば、やぶさかではないとし、交渉を中断した後、小委員会に入った。

小委員会では期限内円満解決に向け、断続的かつ精力的に協議を重ねた結果、一定の整理が図れ、第4回交渉を再開した。結果、会社側より、職別基本給の改定と家族手当の改定についての回答があり、これを受け組合は、会社回答は今交渉における誠意ある回答であると判断し、その他の要求項目を取り下げ、3月31日20時30分、令和4年度中・四国旅客船労働協約改定集団交渉を妥結した。

-妥結内容-

- ①有効期間（令和4年4月1日より令和5年3月31日までとする）
- ②職別基本給の改定（各職初任額を一律100円のベースアップ）
- ③家族手当の改定（18歳未満の子および在学中で職業を有しない23歳未満の子の金額を100円増額）
- ④育児・介護休業法の一部を改訂する法律に基づく対応